

# 真岡市消費生活センターだより

消費生活相談窓口 TEL 84-7830  
月曜日～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

NO.32

場所：市役所2階

休日のご相談は、消費者ホットライン番<sup>いっぴ</sup>188（局番なし）へ

春は訪問販売が  
増加します

**業者は言葉巧みに近づき、高齢者の財産を狙っています。**  
誰もがだまされる危険性があります。きっぱりと断りましょう。

## 自宅を購入業者が訪問し、物品を買い取る **訪問購入トラブル** に注意

- 事例1** 「衣類を買い取る」と言われていたが、「貴金属はないか」と居座られた。
- 事例2** 「見るだけ」というので宝石を見せたら、あっという間に買い取られてしまった。
- 事例3** クーリング・オフしたが、業者と連絡が取れない。指輪が返ってこない。



### 売却するつもりがなければ、きっぱりと来訪を断りましょう。

契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフすることが可能です。  
クーリング・オフ期間中は購入業者へ物品の引き渡しを拒むことができます。  
(クーリング・オフ適用外：2輪以外の自動車・家具・大型家電、CD・DVD・ゲームソフト類・有価証券)

## 被害に遭わないためには、最初が肝心です

**訪問してきた業者を  
家に入れない。**

業者は玄関に入れたら  
契約目前と思っています。



**玄関は常にカギをかけ、  
ドア越しに断る。**

お帰り  
ください！



**あいまいな返事はせず、  
きっぱり断る！**

契約しません



**知らない相手と話さない。**

安くなります



話を続けない

**常に留守番電話にして  
業者と直接話さない。**

通話録音などを相手に警告する  
防犯機能付き電話機を活用する。

**すぐに契約しない。  
身近な人に必ず相談する。**

契約前に  
相談しましょう

